

韓国協同組合研究所 研究部長 キム・ランス (著)

東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授 まつもと たけ のり  
 一般社団法人 J A 共済総合研究所 客員研究員 松 本 武 祝 (訳)

### アブストラクト

2012年12月に韓国において「協同組合基本法」が制定された。この法では、2年ごとに協同組合の現況、資金、人力および経営などに関する実態調査を実施することを定めている。この論文では、2015年に実施された第2回目の実態調査を、第1回目の実態調査（2013年実施）と比較することで、この間の協同組合の実態の変化を分析している。

主要な論点としては、以下の3点を挙げる事ができる。第1に、景気低迷および売上額が小さい小規模協同組合の参入により、雇用創出力は減少したが、社会的協同組合に限れば組合員数、売上額および正規職雇用ともに増加している。第2に、福祉事業の実施率が増加している。第3に、協同組合相互の連帯活動をしている協同組合が売上額を増加させており、協同組合経営における連帯事業の重要性を示唆している。

(キーワード) 韓国 協同組合基本法 社会的協同組合

### 目次

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| 1. はじめに       | 5) 事業連帯             |
| 2. 協同組合実態調査結果 | 6) 支援政策の評価          |
| 1) 事業現況       | 3. 第1回・第2回実態調査の比較   |
| 2) 設立過程       | 4. 実態調査で示された協同組合の特徴 |
| 3) 雇用現況       | 5. まとめ              |
| 4) 財務現況       |                     |

1 [訳注] この翻訳論文の原著は、김란수 「2015 협동조합 실태조사 리뷰」 『생협평론』 2016年春号、2016年、85～96頁、である。翻訳を許可して下さったキム・ランス氏および『生活評論』誌に、この場を借りて感謝を申し上げたい。

## 1. はじめに

2012年12月に施行された協同組合基本法にもとづいて、2016年1月末現在で8,762の協同組合が設立されている（www.coop.go.kr参考）。協同組合は経済的な弱者である中小商工業者、消費者大衆が相互扶助の精神によって製品およびサービスの購買・生産・販売・消費などの経済行為を通じて利益を追求するモデルである。協同組合が一般人の関心を引く理由は、経済的に脆弱な小商工業者、経歴断絶女性<sup>2</sup>、壮年・高齢者などが少ない資本で企業を設立できるという点にある。そのように市民自らが一般協同組合を通じて自身のための働き口を作りだしたり、社会的協同組合<sup>3</sup>の設立によって保育・教育・介護介助など地域社会の発展に必要な社会的公益活動に直接参加したりすることができる。

政府は協同組合基本法にもとづいて、2年ごとに協同組合の活動現況、資金、人力および経営などに関して実態調査<sup>4</sup>を実施している。これに伴って、2015年に2回目の協同組合実態調査が行われた。現在の協同組合は導入期後半部に位置しており、協同組合の設立推移は、過去にベンチャー企業がブームとな

った時期<sup>5</sup>より約1.3~1.6倍高く現れている。

今回の協同組合実態調査は、成長期進入支援のための政策準備に焦点を置いて行われた<sup>6</sup>。実態調査は2014年12月末を基準として設立された6,235協同組合の理事長、賃金勤労者、組合員を対象に協同組合の設立現況、経営資料、勤務条件、運営方式、運営上の隘路および政策需要などに関する内容を扱っている。

本文では、協同組合実態調査の結果および主な特徴などに関して論じてみたい。

## 2. 協同組合実態調査結果

### 1) 事業現況

2015年協同組合実態調査は、事業運営現況をもとにして事前電話調査を実施した。その後、2次調査として設立申告された協同組合のうち事業を運営中である協同組合の理事長を対象に訪問調査を行い、賃金勤労者と組合員に対しては電話調査を実施した。

事前調査に答えた5,325協同組合のうち、現在事業を運営中である協同組合は全体協同組合の55.5%にあたる2,956である。これは、第1回実態調査事業における運営率（54.4%）と類似した水準となる。事前調査に答えた5,325協同組合のうち、法人および事業者登

2 [訳注]「経歴断絶女性等の経済活動促進法」（2008年12月6日施行）は、「経歴断絶女性」を「妊娠・出産・育児と家族構成員の世話すること等を理由として経済活動を打ち切り、又は経済活動をしたことがない女性の中で就職を希望する女性」と定義している（第2条）。

3 [訳注]「社会的協同組合」とは、地域住民らの権益・福利の増進に関連する事業を遂行するか、脆弱階層に社会サービスや仕事場を提供するなど、営利を目的としない協同組合をいう（「協同組合基本法」第2条第2号を参照）。届出制による一般の協同組合とは異なり、社会的協同組合は企画財政部長官の設立認可を受けなければならない。

4 協同組合基本法第11条第6項によれば、企画財政部長官は協同組合の活動現況・資金・人力および経営などに関する実態把握のために2年ごとに実態調査を実施した後にその結果を公表して、国会所管常任委員会に報告することになっている。

5 [訳注] 1990年代末のベンチャー企業ブーム期を指すと思われる。

6 [訳注]「2015年協同組合実態調査」の「発行辞」には「2013年に実施された第1回協同組合実態調査が導入期の協同組合政策準備のために構築されたとすれば、今年実施された第2回協同組合実態調査は成長期進入支援のための政策準備に焦点を当てた」と記されている。第1回協同組合実態調査の実施準備のために行われた研究においては、ロジステックス曲線型の協同組合数増加モデルを想定したうえで、「協同組合基本法」施行から2018年までを「導入期」、以後、「成長期」「成熟期」「衰退期」という時期区分をおこなっている（イ・チョルソン他『協同組合基本法関連現況調査研究』（韓国語）企画財政部・韓国保健社会研究院、2012年、182頁を参照）。

録を終えた協同組合は4,309 (80.9%)である。未登録理由は、事業推進の不透明 (35.5%)、収益モデルの未整備 (14.9%) 等で、事業条件が完備しなかったという点が主要な理由として現れている。

本調査に答えた2,257協同組合のうち、一般協同組合は2,078 (92.1%) で最も多く、それについて、社会的協同組合が165 (7.3%)、一般協同組合連合会14 (0.6%) の順であった。協同組合類型は、事業者協同組合が1,610 (71.3%)、多重的利害関係者協同組合が485 (21.5%)、職員協同組合が100 (4.4%)、消費者協同組合が56 (2.5%) であった<sup>7</sup>。組合員規模では5人以下の協同組合が580 (25.7%)、6～10人未満594 (26.3%)、10～30人未満599 (26.5%)、30人以上484 (21.4%) で

あった。

主な設立目的としては、社会的価値実現を目的とする場合が36.7%で最も高い。事業範囲は、全国対象が40.6%で最も高く、業種としては、卸小売業 (22.6%)、教育サービス業 (16.1%) 等に従事している協同組合が多い。設立目的を53.3点程度達成したという評価がなされている<sup>8</sup>。

全ての協同組合のうち67.3%が政府支援事業に参加した経験がなく、参加した協同組合の場合、小商工業者協業化事業に参加した場合が14.6%で最も多かった。事業者協同組合の小商工業者協業化事業参加率は18.4%であった。社会的協同組合では、社会的企業事業への参加率が23.6%と、高く現れた。

本調査に答えた協同組合の49.4%にあたる

表-1 有効応答率

区分	事前調査					本調査					
	機関長					機関長		組合員		勤労者	
	設立申告	応答完了				事前調査時事業中	応答完了	機関長完了数	応答完了	機関長完了のうち勤労者あり	応答完了
		法人未登記および法人登記後事業者未登録	法人登記後事業者登録	事業未運用(廃業)							
人数	6,235	5,325	1,016	4,309	1,352	2,956	2,257	2,257	1,943	935	746
比率	100.0	85.4	16.3	69.1	21.7	100.0	76.3	100.0	86.1	100.0	79.8

出典：イ・チョルソン他 (2015)

7 [訳注] キム・キテ氏の整理によれば、協同組合の類型は下記のようにまとめられる。なお、多重的利害関係者協同組合は、日本では、「マルチ・ステークホルダー型協同組合」と称されることもある。

(付表) 協同組合の類型

協同組合の主目的	組合員の参加動機	主たる作業の性格	協同組合の類型
組合員の必要充足 (互恵的動機)	生活・消費	共同購入、サービスや資産の共有と利用	消費者協同組合
	作業・経営	働き場所の提供	職員協同組合
		共同業務の代行	事業者協同組合
	相互提供・相互利用		多重的利害関係者協同組合
社会的目的の実現 (公益的動機)			社会的協同組合
		保健医療	保健医療社会的協同組合

キム・キテ『新規協同組合類型の運用モデルに関する研究』(韓国語)、(社) 韓国協同組合研究所 (企画財政部提出報告書)、2012年、5頁より作成。

8 [訳注] この評価点は、理事長など組合運営にかかわる人物による応答によるものであり、「現在当初設立目的をどの程度達成していると考えているか」について100点満点での評価の平均値である(イ・チョルソン他(2015)付録307頁を参照)。

1,115協同組合が、ボランティアなどの労働力提供（27.6%）を通じて地域社会再投資事業をしていた。その2014年の投資金は、約9億7,795万ウォン<sup>9</sup>であった。

社会サービスを提供する963協同組合のうち88.1%にあたる848が脆弱階層<sup>10</sup>を対象に、68.6%である661が一般人を対象に社会サービスを提供していた。脆弱階層対象社会サービス提供の場合、社会参加働き口事業（32.3%）が最も多く、ついで文化サービス提供（20.5%）、学習支援（13.4%）、介護介助（10.4%）、健康（8.7%）の順であった。一般人は社会参加働き口事業が38.6%で最も多く、それについて、文化サービス提供（22.5%）、学習支援（15.7%）、相談（8.0%）、介護介助（5.7%）の順であった。社会サービスを提供する協同組合のうち25.7%である170協同組合が、政府部署の支援を受けていた。

## 2) 設立過程

本調査に答えた2,257協同組合のうち91.4%にあたる2,064が新たに設立されたものであり<sup>11</sup>、他の法人形態から転換された場合が193（8.6%）であった。

約73.4%にあたる1,656協同組合が、設立前に協同組合関連教育を受けており、その平均回数は3.8回であった。主に企画財政部<sup>12</sup>の中

間支援機関（39.1%）、地方自治体中間支援機関（36.2%）、小商工人振興公団（6.2%）、地域協同組合連合会（5.3%）において教育を受けた。協同組合原論（36.3%）、設立手続き（35.9%）に関する教育を受ける場合が高かった反面で、事業運営のための経営コンサルティングは19.9%と、低かった。

本調査に回答した2,243協同組合<sup>13</sup>の総組合員数は106,020人で、1組合当たり平均組合員数は47.3人であった。社会的協同組合が平均225.8人で最も多く、一般協同組合は平均33.1人であった。一般協同組合のうち、事業者協同組合は平均30.4人、職員協同組合は平均11.8人であった。1組合平均組合員47.3人のうち、個人事業者は9.4人であり、事業者でない個人は36.9人、法人は1人で構成された。

2014年1年間で、総会および理事会開催回数はそれぞれ平均2.3回、5.7回であり、理事長前職は個人事業者（25.7%）が最も多かった。理事長の兼職率は67.5%であった。

## 3) 雇用現況

2,257協同組合の総就業者は9,757人、このうち被雇用人は76.3%にあたる7,449人であった。1協同組合当たり平均就業者は4.3人、被雇用人は3.3人であった。一般協同組合の平均就業者は3.7人で、そのうち事業者協同

9 [訳注] 1ウォンは、およそ0.1円である。

10 [訳注] 韓国では、1997年アジア経済危機、2008年金融危機を経て、「脆弱階層」に対する雇用・福祉政策が核心的政策対象として位置づけられるようになってきた。「脆弱階層」に対して法的・制度的に明確な定義はあたえられていない。おおよその定義としては、社会経済的に弱者の位置にいたり、就業などの経済活動過程において発生する予期しえぬ事故（疾病、産業災害や失業など）や生涯のうちで不可避免的に起こる社会的危険（老齢など）が発生した際に現在の経済的状态を維持することが難しい個人や階層をさす。以上、バン・ハナム＝カン・シヌク『脆弱階層の客観的定義および雇用と福祉のための政策案』（韓国語）、2012年、経済社会発展労使政委員会提出資料、8～9頁

11 [訳注] 表-2（P.34）中の「新生設立」がこれに該当する。

12 [訳注] 日本の財務省に相当する。

13 [訳注] 本調査に答えた2,257協同組合から14連合会が除かれている。

組合の就業者は平均3.5人と、相対的に少なかった。それに対して、社会的協同組合の場合は12.3人で最も多かった。保健業および社会福祉サービス業の場合の平均就業者数が、平均21.6人で最も多かった。

被雇用人7,449人（平均3.3人）のうちで、賃金勤労者は5,123人（平均2.3人）であり、このうち新規採用は3,618人（平均1.6人）、雇用継承は1,505人（0.7人）であった。一般協同組合の新規採用は平均1.4人、社会的協同組合の場合は平均4.5人であった。

合計11,218人のボランティアが協同組合に勤務しており、そのうち組合員は3,186人（28.4%）、非組合員は8,032人（71.6%）であった。月額給与の平均は、理事長が168万ウォン、正規職職員は141~146万ウォン、非正規職職員は95~105万ウォン程度であった。

#### 4) 財務現況

2014年末基準で、2,198協同組合の総資産額は1,263億ウォン程度であり、そのうち出資金は894億ウォン（70.8%）、借入金は368億ウォン（29.2%）程度であった。総借入金額368億ウォンのうち金融機関借入は223億ウォン（60.5%）、個人借入金は145億ウォン（39.5%）であった。

1,694協同組合の総収入は約4,044億ウォンであり、総費用は3,718億ウォンであった。当期純利益総合計は約326億ウォンであり、協同組合当たり平均額は1,923万ウォンであった。一般協同組合の当期純利益総合計は332億ウォン程度黒字だったが、社会的協同

組合においては5.7億ウォン程度の純損失が発生したことが分かった。

本調査に答えた2,257協同組合のうち金融機関借入を経験した協同組合は208（9.2%）であった。借入機関は普通銀行（35.1%）が最も多かった。担保と売り上げ実績の不足によって借入に際して困難を経験していることが明らかになった。

#### 5) 事業連帯

本調査に回答した14協同組合連合会に加入した会員組合の総数は261であり、平均会員組合数は18.6であった。社会的協同組合連合会は1つであり、会員組合数は20であった。一般協同組合連合会は、ひとつの連合会あたり平均18.5の協同組合を会員として確保している。連合会は、全国単位のもので8（57.1%）であり、6大都市および市・郡・区など基礎自治体を単位とするものがそれぞれ3連合会で、それぞれ21.4%であった。会員組合が少ない理由に関する応答としては、地域・業種別に設立された協同組合が少ないからが35.7%と最も多く、連合会の認知度が低いのが28.6%、連合会設立期間が短いのが21.4%となっている。

本調査に回答した総数2,243協同組合<sup>14</sup>のうち32.9%にあたる738組合だけが連合会および協議体に参加しており、収益創出などのための連帯事業を推進している協同組合は、全体のうち975（43.2%）であった。連帯活動に参加していない主な理由としては、必要性を感じていないのが35.6%と最も高かった。

14 [訳注] 訳注13に同じ。

連帯活動の実績として、売上増が実現した場合が51.6%と最も多く、ついで社会的価値の実現30.5%、商品・サービスの確保6.4%などの順であった。売上高のうちの約10.6%を、地域連帯事業を通じて販売しており、原材料の調達でも約35.7%を協同組合から調達していることが分かった。

## 6) 支援政策の評価

企画財政部による15の支援政策利用経験が全くないという回答が51.9%で最も多かった。利用している政策においては、協同組合教育課程で会計など経営内容に関する教育の補完が必要であるという意見が30.2%と、最も高かった。

本調査に回答のあった2,257協同組合のうち、企画財政部の中間支援利用経験がないという回答が41.2%であった。自治体の中間支援機関がある地域にある1,507協同組合のうち、自治体の中間支援機関利用経験がないという回答は62.1%であった。

至急支援政策としては、販路支援が40.7%と最も多く、ついで金融インフラの確保17.7%、カスタマイズ型中間支援機関16.7%、連帯促進10.0%の順となっている。

## 3. 第1回・第2回実態調査の比較

全般的に、事業を運営している協同組合を比較すると、景気後退および売上高が少ない小規模協同組合の参入にともなって雇用創出力は減少したが、同一回答者基準で、社会的

協同組合は、組合員数と売上高、および正規職雇用が増加したことが調査によって示された。

第2回実態調査における協同組合の稼働率は約56%であり<sup>15</sup>、事業運営中である協同組合を基準に比較すると、景気後退と10人未満協同組合の大量参入によって売上高5千万ウォン未満の協同組合は増加し、雇用創出力は減少した。福祉事業の実施率は増加しており、政府支援事業の参加度は低いことが分かった。1組合当たりの組合員数が少ない協同組合が設立され、事業者および多重的利害関係者協同組合を除く他の協同組合の売上高が、2013年比で減少した。

連合会・協議体の加入率は増加したが、収益創出のための連帯事業率は、1回目の調査と比較して足踏み状態である。その必要性を感じられないという意見が増加したためと推定される。1組合あたり組合員数が少なくなったのにもなって、組合員1人当たりの出資金が上昇し、借入の経験が高まり、金融機関貸付金が大幅に上昇した。第1回調査時点で7.1人であった就業者数は、有給型非常勤取締役の減少により、4.3人となっている。

同一回答者基準で比較すると、社会的協同組合は、組合員の増加が売上額の増加と雇用創出につながる一方、一般協同組合は、組合員の増加が資本の増加につながり、売上高の上昇につながっていることが分かった。

15 [訳注] ここでの「稼働率」とは、事前調査に答えた5,325協同組合のうち現在事業を運営中である2,956協同組合の比率である(前述)。なお、表-2における「稼働率」は、事前調査応答完了組合を基準としている点で、本調査の応答完了組合を基準としている他の項目とは異なっている。

#### 4. 実態調査で示された協同組合の特徴

2014年12月末基準で設立・申告された協同組合6,235個の実態調査の結果からは、肯定的な側面と否定的な側面を見出すことができる。

まず、肯定的な側面としては、協同組合の設立趣旨の一つである自生的福祉の実現のために協同組合の49.4%が年間約9億ウォン程度の地域社会再投資活動を自主的に展開しているという点である。これと共に基本法の設立趣旨のもう一つの目的である雇用創出の面においては、9,019人の雇用機会を創出する

ことにより、政府投入予算額に比べ高効率の成果を達成していることが分かった。協同組合支援政策は、直接的な人件費支援なしの間接支援を原則としており、それにしたがって中間支援機関の運営など、年間30億ウォン程度の少ない予算を投入している状況にある。

調査結果によると、協同組合は、路地商圈再生などの事業によって所得の両極化現象を緩和するという側面において、零細自営業者や小商工業者たちが協同組合を通じて競争力を確保してきていることがわかる。同一協同組合を基準として、第1回および第2回実態調査の結果を比較すると、平均組合員数、平

表-2 第1回・第2回実態調査比較

区分	主要指標	事業運用中基準			同一応答者基準		
		一次調査	二次調査	増 減	一次調査	二次調査	増 減
概観	分析対象協同組合調査数	377	2,257	1,880	303	303	0
設立 過程	稼働率 (%)	54.4	55.5	1.1			
	新生設立率 (%)	96.8	91.4	-5.4			
	設立前組合員教育率 (%)	62.9	73.4	10.5			
	理事長兼職率 (%)	62.9	67.5	4.6	60.1	65.0	4.9
	平均総会回数 (回)	2.6	2.3	-0.3	2.8	2.5	-0.3
	平均理事会回数 (回)	4.1	5.7	1.6	4.0	7.3	3.3
事業 現況	福祉事業運用率 (%)	31.3	49.4	18.1	33.2	44.9	11.7
	政府社会的経済支援事業未参与率 (%)	74.8	67.3	-7.5	72.3	59.1	-13.2
	組合あたり組合員数 (名)	88.9	47.3	-41.6	38.9	51.2	12.3
事業 連帯	協同組合売上額 (万ウォン)	19,945	21,402	1,957	16,514	42,255	25,741
	連合会/協議体加入率 (%)	10.9	32.9	22.0	9.6	39.9	30.3
財務 現況	連帯事業率 (%)	40.6	43.2	2.6	43.6	48.5	4.9
	一人当たり平均現金出資額 (万ウォン)	41.0	65.2	24.2	47.3	63.2	15.9
	組合あたり平均現金出資金 (万ウォン)	3,654	3,232	-422	3,508	4,785	1,277
	金融機関借入経験率 (%)	3.7	9.2	5.5	3.6	12.2	8.6
	協同組合あたり金融機関借入額 (万ウォン)	118	1,014	896	199	2,561	2,362
雇用 現況	協同組合会費受領率 (%)	23.6	15.1	-8.5	21.1	19.5	-1.6
	平均就業者数 (名)	7.1	4.3	-2.8	7.3	5.3	-2.0
	平均被雇用者数 (名)	6.6	3.3	-3.3	6.7	4.4	-2.3
	正規職平均給与 (万ウォン)	144	141	-3	143	140	-3
	非正規職平均給与 (万ウォン)	117	95	-22	143	140	-3
	職員教育率 (%)	49.6	43.6	-6.0	40.6	50.2	9.6
	正規職4大保険加入率 (%)	72.6	96.1	23.5	66.9	96.7	29.8
	非正規職4大保険加入率 (%)	26.1	54.2	28.1	29.5	66.1	36.6
支援 政策	企画財政部資本政策非利用率 (%)	67.1	51.9	-15.2	64.9	46.2	-18.7
	企画財政部中韓支援機関非利用率 (%)	81.7	41.2	-40.5	81.8	38.6	-43.2
	活性化支援政策 (販路支援) (%)	28.6	40.7	12.1	31.0	45.5	14.5

出典：表-1に同じ。

均売上高、1人当たり出資金等が増加していることを確認することができる。雇用面での就業者および被雇用者の数は減少したが、正規職職員数と雇用保険加入率の増加など雇用の質が向上していることを示す肯定的な効果が示されている。

これに対し、負の側面は、以下の通りである。まず、企画財政部、法院行政処および国税庁の3つの省庁の情報システムが連動しておらず、協同組合の現状をリアルタイムに把握することが不可能であるという点である。何よりも協同組合設立申告は基礎自治体が担当しているので、企画財政部は、基礎自治体の設立申告資料に依存するしかない。これにより、協同組合の住所変更、廃業等に関するリアルタイムでのデータ変更をすることができない。また、初期のコード51番以外の番号を付与された協同組合の場合には、現状の把握に困難があり、国税庁資料においては、協同組合の事業かどうかに関する情報と売上高などに関する情報が不在である点が問題であった。

第二に、協同組合が事業体として安定するためには、設立申告過程に関する改善と、創業コンサルティングが絶対的に必要であることである。調査結果によると、6,235協同組合のうち、法人・事業未登録協同組合は22.4%であり、事前調査に回答した5,325協同組合のうち事業運営中の協同組合は55.4%である。何よりも、事業推進の不透明性、収益モデルの不備などが、事業をしていない主な理由だった。協同組合が事業体として運営がなされるために、現状においては、従来の設立に重点をおいたコンサルティングから創業コ

ンサルティングへの転換が必要とされる。

第三に、財務の健全性、雇用創出の面で連帯事業がよい効果をもたらしていたが、収益の増大のための連帯活動がない場合が43.2%という高い比率であったという点である。財務面で連帯事業を推進するかどうかにかかわらず、1組合当たりの総収入水準は類似していたのに対して、当期純利益において連帯事業を推進している場合が推進していない場合よりもきわめて好成績であった。特に、連帯事業を推進している場合、就業者と従業員などの雇用創出の面で、それぞれ1.4名程度、推進していない場合よりも多く創出していた。

第四に、資金調達の方法のうち個人借入金の割合が約40%と高く現れており、これに対する対応策作りが急がれるという点である。金融機関を通じた融資の利用率は9.2%に過ぎず、そのなかで問題がないという意見が50.0%、ローン時における担保不在が22.6%、売上実績不足が21.6%であった。自己資本に対する負債の割合は41.2%と、非常に良好であるが、そのうち金融機関の融資の割合は24.9%、個人借入金比率は16.3%と、約6:4の比率で構成されていた。何よりも、組合に問題が発生して、組合員が一時に脱退したり、個人借入金の返還を要求されたりした場合に協同組合の経営に大きな困難を経験する可能性が高いものと予想される。これに対する代案として、投資組合員制度の導入などを考慮する必要があるだろう。

## 5. まとめ

2015年協同組合実態調査結果において重要なポイントは、連帯活動をしている協同組合



が売上高の増加といった実質的な成果を挙げている点である。これは、協同組合が共有と協力の価値を最大限に活用して、協同組合生態系を造成しなければならないことを物語っている。

協同組合が成長してさらに一段階発展するためには、共有と協力の価値をよく理解し、市場に接続することができる新たなビジネス領域を開拓しなければならない。この過程において、連帯組織は、協同組合生態系を造成するための必須条件である。単に連合会や組織を作って集まったからといって、協同組合の競争力が自然に生じて市場において既存の業者よりも優位に占めることができるようになるという意味ではない。所有よりも共有を強調するモデルである協同組合が自ら世界を変えて、未来をリードする概念である共有経済という新しい経済と経営のトレンドをよく把握し、消費者のニーズを満たすための主体的な努力が必要である。

何よりも協同組合が成功するためには、連帯組織が主導的に主体性を持って自律的に協同組合の環境と文化を作って行かなければならない。私たちの社会の経済的不平等と地域共同体の解体を克服することができる代案として協同組合の役割に期待と希望を抱いてみたい。

## 参考文献

이철선·김란수·김영란·황준욱·남상호·임성은 『2015년 협동조합 실태조사』(이·츨솔손, 김·란수, 김·영란, 판·상호, 임·성은 『2015년 협동조합 실태조사』) 韩国保健社会研究院(企画財政部提出報告書)、2015年

방하남·강신욱 『취약계층의 객관적 정의 및 고용과 복지를 위한 정책방안』(반·하남=칸·신욱 『脆弱階層의 객觀的定義および雇用と福祉のための政策方案』) 经济社会發展勞使政委員會提出報告書、2012年

이철선·권소일·남상호·김미숙·오영호·윤강재·김현식·이상립 『협동조합기본법 관련 현황조사 연구』(이·츨솔손, 곤·소일, 남·상호, 김·미숙, 오·영호, 윤·강재, 김·현식, 이·상립 『協同組合基本法關連現況調査研究』) 企画財政部·韩国保健社会研究院、2012年

김기태·김연민·박범용·박주희 『신규 협동조합 유형의 운영 모델에 관한 연구』(김·기태, 김·연민, 박·범용, 박·주희 『新規協同組合類型の運用モデルに関する研究』) (社) 韩国協同組合研究所(企画財政部提出報告書)、2012年

